

2022年5月19日 全3頁

# ダイバーシティに逆風：女性取締役選任義務付けは憲法違反

## 女性取締役選任を義務化したカリフォルニア州法にも違憲判決

政策調査部 主席研究員 鈴木 裕

### [要約]

- 2018年にカリフォルニア州は、女性を上場会社の取締役に一定数選任することを義務付ける州法を制定した。
- 保守系団体から同法が無効であるとの判断を求められたロサンゼルス郡裁判所は、2022年5月13日に州憲法の定める平等原則違反を理由として、原告勝訴の判決を下した。
- 2022年4月には、上場会社に多様な人種・民族に属する者を一定数取締役に選任すべきと義務付けたカリフォルニア州法への無効判決もでている。カリフォルニア州が全米に先駆けて進めてきた上場会社の取締役会構成におけるダイバーシティ推進に逆風が吹いている。

## カリフォルニア州の女性取締役選任義務付け法

カリフォルニア州では、州内の上場会社に女性取締役の選任を義務付ける法律（以下、「同法」）<sup>1</sup>を2018年に制定した。同法の効力を争う訴訟が提起されていたが、ロサンゼルス郡裁判所は、2022年5月13日に同法を憲法に反し無効であるとする判決<sup>2</sup>を下した。

同法では、上場会社の取締役数に応じて、一定数以上の女性取締役を選任すべきとしている。取締役が女性であるかどうかは、生物学的な性別によるのではなく、各人の判断によって決めるとされている。女性取締役選任を求められるのは、カリフォルニア州内に主要な業務執行の事務所 (principal executive offices) を持ち、米国の主要な証券取引所に上場している会社だ。米国の上場会社の多くはデラウェア州会社法を設立準拠法としているが、どの州法を準拠法としていようと、主要な業務執行の事務所がカリフォルニア州内であれば適用される。

同法に対しては、当初から州憲法違反の疑いが指摘されており、成立後ただちに数名の納税者から、州憲法に反する無効な法律を施行するために税金を使うことは許されないとの訴訟が提

<sup>1</sup> [SB-826 Corporations: boards of directors. \(2017-2018\)](#)

<sup>2</sup> [“Case No. 19STCV27561 VIRDICT”](#) (2022年5月13日)

起された。保守系団体“[Judicial Watch](#)”がこの訴えをサポートした。

州政府は、同法の合憲性を主張してきたが、裁判所は原告を勝訴させた。今後、州政府側が上訴するかは今のところ明らかではない。

#### 図表：カリフォルニア州の女性取締役選任義務付け法の概要

##### ■ 対象となる会社

主要な業務執行の事務所 (principal executive offices) をカリフォルニア州に置く上場会社 (米国の主要な証券取引所に株式を上場する会社)。会社の設立準拠法を問わない。

##### ■ 多様性のある取締役の設置

対象となる会社は、

①2019年12月31日までに、少なくとも1名の女性取締役を置かなければならない。また

②2021年12月31日までに、

(i) 取締役が6名以上の場合は少なくとも3名の女性取締役を、

(ii) 取締役が5名の場合は少なくとも2名の女性取締役を、

(iii) 取締役が4名以下の場合は少なくとも1名の女性取締役を、

それぞれ置かなければならない。

なお「女性」とは、自らの認識に基づく。

##### ■ 違反の効果

対象となる会社は、自社の取締役に関する情報を州務長官へ報告しなければならず、これを怠った場合、10万ドルの罰金が科される。また、必要な数の女性取締役を置かない場合、初回は10万ドル、2回目以降は30万ドルの罰金の対象となる。

(出所) 脚注1の法律に基づき大和総研作成

判決では、同法の目的が一般的な公平性同等性を達成することにあると認めたが、一方で差別の解消にはつながらない上、是正すべき違法な意図的差別が存在することを証明できていないとした。つまり、是正が必要な差別が実際にあるかどうか不明であるにもかかわらず、女性を優先的に取締役に選任すべきとすることは、かえって差別を生むことになるということだ。

## ダイバーシティ推進に吹く逆風

今回の判決は、女性の取締役に一定数以上選任することを上場会社に義務付ける法律を無効であるとしたが、カリフォルニア州が進めてきた上場会社の取締役選任におけるダイバーシティ推進には逆風が吹き続けている。別稿<sup>3</sup>で記した通り、カリフォルニア州が2020年に定めた

<sup>3</sup> 鈴木裕「[ダイバーシティ義務付け法に違憲判決](#)」(大和総研レポート、2022年4月11日)

州内上場会社を対象として取締役会構成において人種・民族面でのダイバーシティを義務付けた法律<sup>4</sup>にも、憲法違反であり効力は認められないとする判決が出ている。

女性や多様な人種・民族の取締役を選任することを義務付けた州法が憲法違反とされたのであって、各社が独自にこうした取り組みを進めることが禁じられるわけではない。また、投資家が投資先の会社に対して取締役選任におけるダイバーシティを求めることに、今回の判決が直接的に影響を及ぼすこともないだろう。今後も、投資家と上場会社の対話の中でダイバーシティは大きなテーマの一つであり続けるものと思われる。

女性取締役の選任を州内上場会社に求める州法は、カリフォルニア州を起点にいくつかの州に広がりを見せている。また、NASDAQでは、上場会社に多様な取締役選任を求める規則<sup>5</sup>を制定したところだ。これらについても、憲法上の疑義が呈されており、一連のカリフォルニア州裁判所の判断は、今後法律や行政上の規則など強制力を伴う形でダイバーシティを推進しようとする際に重石となるかもしれない。

---

<sup>4</sup> [AB-979 Corporations: boards of directors: underrepresented communities. \(2019-2020\)](#)

<sup>5</sup> 鳥毛拓馬「[米取引所、取締役会の多様性ルールを採用](#)」（大和総研レポート、2021年10月8日）